

見積@DeeBasicS 利用規約

第 1 章 総則

第 1 条 目的

1.この見積@DeeBasicS サービス利用規約(以下「本利用規約」といいます)には、ディーコープ株式会社(以下「乙」といいます)が提供する見積@DeeBasicS サービス(以下「本サービス」といいます)を本サービスの利用を希望される方(以下「甲」といいます)が利用する際の甲乙間の権利義務及び遵守事項について定められています。

2.本利用規約の中で言及される乙が甲に対して提供する本サービスに関連する約款、規約、契約その他一切の関連規定(以下、本利用規約及び関連規定を合わせて「本規約」といいます))は、一体として本サービスに関乙システムにアクセスしてはなりません。

3.本規約の適用される甲乙間の一切の権利義務関係に共通して適用されるものとします。

第 2 条 定義

1.「乙サイト」とは、そのドメインが「deecorp.jp」であり、乙が運営するインターネット上のサイト(理由の如何を問わず乙のインターネット上のサイトが変更された場合は、当該変更後のインターネット上のサイトを含みます。)を意味します。

2.「乙システム」とは、乙が本サービスを提供するために使用するハードウェア、ソフトウェア、アプリケーション、ネットワーク、データ等を意味します。

3.「サプライヤ会員」とは、乙が提供する見積サービスの利用を目的として、乙との間で別途契約を締結した事業者を意味します。

第 3 条 サービスの構成

1.本サービスは、以下の各号から構成されるサービスです。

(1)導入・運用支援

(2)乙システムの提供

2.「導入・運用支援」とは、甲が乙システムを利用するための支援を意味し、以下の各号から構成されます。

(1)甲従業員・担当者へ ID の発行

3.「乙システムの提供」とは、甲が調達を希望する物品又は提供を受けることを希望する役務(以下「対象商材」といいます)についての見積又は提案を、対象商材の供給又は提供が可能なサプライヤ会員から取得することを目的とした乙システムを提供することとし、詳細は第 21 条に規定します。

第 4 条 遵守事項

1.甲は、本サービスを利用するために必要なハードウェア、ソフトウェア及びインターネットへの接続環境等(以下「設備等」といいます)を甲の費用と責任において設置するものとします。

2.甲は、本サービスの利用にあたり、以下のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

(1)乙又は第三者の知的財産権若しくはその他の利益を侵害する行為

(2)犯罪行為に関連する行為

(3)公序良俗に反する行為

(4)法令又は所属する業界団体の内部規則に違反する行為

(5)第三者を誹謗中傷する内容を含む情報を送信する行為

(6)有害なコンピューター・プログラムやウイルス等を乙サイト又は乙システムに送信する行為

(7)本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為

(8)公正な取引慣行に反する行為

(9)その他、乙が不適切と判断する行為

第 5 条 利用料金

1.本サービスの利用料金は、利用申込月より 3 か月まで、見積@DeeBasicS 利用申込書に定める金額に、甲が乙システムに登録した案件数を乗じた金額とし、毎月 1 日に前月の乙システム登録件数により確定するものとします。

また、利用申込月より 4 か月以降は、見積@DeeBasicS 利用申込書に定める金額が毎月 1 日に発生するものとします。

2.乙は、毎月末日迄に甲宛に請求書を発行し、甲は、請置、争議行為、停電、輸送機関・通信回線の異常等、請求発行月の翌月末日迄に乙指定の銀行口座へ振込を支払するものとします。なお、振込手数料は甲の負担とします。

第 6 条 ID 及びパスワード

1.甲は、本サービスの利用にあたり、乙から付与される ID 及びパスワードの使用並びに管理につき、以下の各号を遵守するものとします。

(1)甲に付与された ID 及びパスワードによって行われた行為は、全て甲の正当な権限を持つものにより行われたものとみなされるものとし、甲が全責任を負うものとします。

(2)ID 及びパスワードを許諾された目的(本サービスの利用目的を含むがこれに限られない)以外の目的に使用してはなりません。

(3)付与された ID 及びパスワード以外で、乙サイト及び乙システムにアクセスしてはなりません。

(4)ID 及びパスワードを、当該 ID 及びパスワードの使用として指定し申請した者以外に使用させないものとします。

(5)ID 及びパスワードを、第三者に利用させること、更に貸与、譲渡、売買、担保に供する等の行為はできないものとします。

(6)ID 及びパスワードの盗難又は第三者による使用の事実を知った場合、直ちにその旨を乙に連絡するものとし、乙からの指示に従うものとします。

(7)乙の故意または過失による場合を除き、ID 及びパスワードの利用の誤りや本条に記載された不正使用、更には漏洩、盗難等により甲に損害が生じても、乙が一切の責任を負わないことに甲は同意します。

2.乙は、甲が前項第 2 号から 6 号の一つに該当すると判断した場合、甲に事前に通知することなく、甲に付与した当該違反のあった ID 及びパスワードを抹消することができるものとします。

第 7 条 乙システムの提供時間

1.乙システムの提供時間は、月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除きます)の 9:00 から 18:00 迄とします。なお、乙システムの提供時間外であっても、乙システムが停止していない場合は、甲は乙システムを利用することが可能です。

2.乙が提供時間外に乙システムを停止する場合は、甲に対し事前告知します。告知は、緊急の場合と乙が判断する場合を除き、3 日前(土日・祝祭日・年末年始を除きます)に行います。

3.乙システムの提供時間内であっても、乙は事前に告知をしたうえで、乙システムを停止する場合があります。告知は、緊急の場合と乙が判断する場合を除き 3 日前(土日・祝祭日・年末年始を除きます)までに行います。

第 8 条 乙システムのデータ保持及び障害対応とその免責

1.乙システムのデータは、1 日 1 回乙がバックアップを取得します。また、このバックアップしたデータについては最低 2 日分を、乙が保持するものとします。

2.乙システムに係る複数の障害及び天災等の不可抗力による障害を除き、乙が乙システムの提供時間外に乙システムを停止する場合は、甲に対し事前に告知をします。乙は、緊急の場合と乙が判断する場合を除き、乙システムに関して発生した障害に 48 時間以内に障害からの回復に向けた対応をするものとします。

3.乙システムのデータが破損又は消失した場合には、乙は、その復旧に最大限の努力をするものとしますが、データの保存につき如何なる保証を行うものではありません。

第 9 条 本サービスの停止又は中断

1.乙は以下のいずれかに該当する場合には、甲に事前に通知することなく、本サービスの提供の全部又は一部を直ちに停止又は中断することができるものとします。この場合、乙は甲に対して事前事後を問わず、速やかにその旨を通知するものとします。

(1)緊急に乙システムの点検、保守作業を行う場合

(2)乙システムや通信回線が事故により停止した場合

(3)地震、台風、高潮、津波、噴火その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、放射能汚染、内外法令の制定・改廃、法令又は公権力による命令・処分・指導・措置

2.乙は、その復旧に最大限の努力をするものとしますが、乙が乙システムの運営がで

(4)甲が本規約に定める義務を履行せず、又は逸脱する行為を行った場合で、乙が甲に対し本規約に定める義務の履行又は逸脱する行為の中止を相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、甲がその期間に是正しない場合

(5)その他、乙が本サービスを正常に執り行うために一時的に中断することが必要と認められる合理的な理由がある場合

2.乙は前項に基づき乙が行った措置によって甲に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 10 条 知的財産権

1.乙サイト、乙システム及び本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て乙に帰属するものとします。

2.甲が制作し本サービスの利用のために乙サイト及び乙システムに送信したものの(有形・無形を問わず、また媒体の如何を問いません)に関する所有権及び知的財産権は、全て甲に帰属するものとします。但し、甲は乙に対し、乙が本サービスを提供する限度において、甲に帰属する所有権及び知的財産権を無償で使用する権利を許諾するものとします。

第 11 条 免責事項

1.乙は、地震、台風、高潮、津波、噴火その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、放射能汚染、内外法令の制定・改廃、法令又は公権力による命令・処分・指導・措置、争議行為、停電、輸送機関・通信回線の異常など、乙の支配を越えた不可抗力に起因する甲の損害について一切の責任を負いません。

2.乙は、乙サイト及び乙システム上に掲載されているデータ・情報の品質向上に最大限努力するものとしますが、その正確性、確実性、有用性、合法性、道徳性及びコンピューターウイルスに感染していないことその他当該データ・情報について瑕疵がないことを甲に対して保証いたしません。但し、専ら乙の責めに帰すべき事由により瑕疵が生じた場合にはこの限りではありません。

3.インターネット上のトラブルによる甲乙間のデータ交換等に伴う甲の損害について、乙は一切の責任を負いません。また、甲が利用するシステム、利用環境又は甲の利用方法に起因して生じた甲の如何なる損害についても、乙は一切の責任を負いません。

4.甲は、本サービスを利用することが、甲に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、乙は、甲による本サービスの利用が、甲に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

5.本サービスの利用に関連して甲又は第三者が被った損害、損失、費用(本サービスを通じて得られた権利義務又は本サービスの利用により成立した取引に伴う事故、犯罪行為、紛争、契約の取消等に基づく損害等を含みますがこれに限定されません)並びに本サービスの提供の中断、停止、利用不能、変更及び乙による本利用規約に基づく甲の情報の削除等に関連して甲が被った損害、損失、費用につき、乙は賠償又は補償する責任を一切負わないものとします。なお、本項における「損害、損失、費用」には、直接的損害及び通常損害のみならず逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失、事業の中断、その他間接的、特別的、派生的若しくは付随的損害の全てを意味します。

6.甲は、本サービスの利用に関するサプライヤ会員との間の紛争については、自らの責任で解決するものとし、乙を免責するものとします。

7.乙サイトから他のインターネット上のサイトへのリンクや、第三者から乙サイトへのリンクが提供されている場合がありますが、乙は、乙サイト以外のインターネット上のサイト及びそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。

第 12 条 損害賠償

1.甲は、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関して、乙、サプライヤ会員若しくは第三者に損害を与えた場合、甲自身の負担と責任において、損害を与えた相手方に対し、その損害を賠償しなければなりません。

2.本サービスの利用に関して、甲の責めに帰すべき事由により、乙がサプライヤ会員又は第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、

1.乙は、見積・提案取得を通じて、甲がサプライヤ会員と調達契約を締結できることを保証するものではありません。
2.前項の調達契約の契約条件は、見積・提案取得時の調達条件に従うものとします。但し、調達契約の当事者となるサプライヤ会員の選定後、別途、甲と当該サプライヤ会員との間にて調達契約及び調達条件の追加・変更に関連する一切の紛争については、被告の本店所在地を更に合意した場合はかかる合意に定められる条件に従うものとします。

第 28 条 存続規定
1.本利用規約第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 20 条、第 29 条及び本条の規定は、本利用規約終了後も有効に存続するものとします。
第 29 条 準拠法及び合意管轄
1.本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、被告の本店所在地を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条 見積・提案取得における遵守事項

1.甲は、見積・提案取得にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
(1)見積の受付有効期限が不当に長い見積・提案取得依頼をする行為
(2)見積・提案取得支援を通じて得られた権利義務又は見積・提案取得支援の利用により成立した取引における権利義務を乙及び取引の相手方の承諾なく、第三者に譲渡その他処分し、又は担保に供する行為
(3)独占禁止法又は下請代金支払遅延等防止法及びこれら関連法令を含む法令に違反する行為
(4)その他、乙が見積・提案取得支援の提供に不適切・不相当と合理的に判断する行為
2.甲は、見積・提案取得にあたり、以下の各号を遵守しなければなりません。
(1)甲は、乙から求めがあった場合、調達契約の締結の有無を含むサプライヤ会員との交渉状況及び調達契約の履行状況を乙に報告するものとします。
(2)甲が個別見積・提案取得の終了を不当に引き伸ばす行為を行っているとして乙が合理的に判断した場合、乙は個別見積・提案取得を強制的に終了できるものとします。
(3)甲は、サプライヤ会員から見積・提案を取得した場合、商談又は不採用について乙システムを通じてサプライヤ会員へ通知するものとします。

第 30 条 協議

1.甲及び乙は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

第 24 条 見積・提案取得の中断・中止

1.乙は、以下の各号に定める事由が生じた場合、甲の承諾無く見積・提案取得を直ちに中断・中止することができるものとします。その場合、乙は甲に対して、事前事後を問わずその旨を速やかに連絡するものとします。
(1)甲が本利用規約に定める義務を履行せず、もしくは逸脱する行為を行ったとき、又はそれに準ずる不当な行為があると乙が判断したとき
(2)見積・提案取得を正常に執り行うために一時的に中断することが必要と認められる合理的な理由があると乙が判断したとき
(3)本利用規約が解除・解約されたとき

第 25 条 秘密保持義務に関する特則

1.乙は、見積・提案取得を行うため乙システムに甲から開示を受けた情報を、別途、甲乙間で事前に合意した場合を除き、全サプライヤ会員に対して開示できるものとします。
2.前項の場合、当該サプライヤ会員が対象商材に関する問い合わせをするため、当該対象商材の供給元である商社、問屋及びメーカー等に対して、対象商材の仕様のうち、必要最小限の範囲で秘密情報を開示する場合があることにつき、甲は予め承諾するものとします。

第 3 章 雑 則

第 26 条 完全性の合意

1.本規約は、本規約に含まれる事項に関する当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する当事者間の事前の合意、表明及び了解に優先します。

第 27 条 分離可能性の合意

1.本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。